得て、預金の相殺猶予、質権設定・一部解除等に関する合意（その後になされた修正を含めて、以下「本件相殺猶予合意」という。）を締結し、本件相殺猶予合意時点において金融債権者に預け入れていた更生会社名義の預金（利息を含む。）相当額で、金融債権者の指定する別段預金（以下「本件別段預金」という。）に送金された額について相殺猶予を受け（以下、相殺猶予を受けた金額相当額を「相殺猶予相当額」という。）、その一部について質権解除を受けることにより、更生会社の事業の遂行及び管財業務の遂行に必要な資金を調達した。本件相殺猶予合意は、金融債権者に相殺の合理的期待が認められ、法律上も相殺可能な預金に関して、更生会社の資金繰りを支えるために、直ちに相殺をせずに更生会社にて利用することを認めるものであり、実質的には更生会社の資金繰りを支えるために管財人（保全期間中は保全管理人）が行った借り入れと評価すべきものである。

そこで、金融債権者の一般更生債権のうち相殺猶予相当額については、本件別段預金の残金及び第３章第１節第２、３記載の更生協力金等を原資として、免除を受けずに弁済する。

⑵　⑴以外の一般更生債権

⑴以外の一般更生債権（相殺猶予相当額を控除した金融債権者の一般更生債権を含む。）は、保有する現預金、更生協力金等から共益債権相当額を控除した後の残額を弁済原資とし、確定更生債権額に応じて按分のうえ弁済する。

第３章　更生債権等に関する権利の変更及び弁済・納付方法

第１節　更生担保権の権利の変更及び弁済方法

第１　確定更生担保権

確定した更生担保権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、その詳細は別表８「更生担保権弁済計画表（船舶）」記載のとおりである。

（確定更生担保権）　1,315,855,100円
（債権者数）　１名

第２　権利の変更及び弁済方法

１　弁済方法の基本方針（省略）

２　本件船舶の売却

管財人は、本件船舶の更生担保権者（以下「船舶更生担保権者」という。）の同意を事前に得た上、裁判所の許可を得て、本件船舶を売却する。

管財人は、本件船舶の売却にあたり、広く買主候補を募り適正な競争環境を確保して売却価格が公正・妥当なものとなるよう売却手続を進めるべく、株式会社新生銀行（以下「フィナンシャル・アドバイザー」という。）及びブローカー数社に買主候補の探索を依頼し、かつ、入札形式により本件船舶を売却する。ただし、管財人が本件船舶を売却するときの条件は、原則として、検船時の現状有姿による売買とし、売主である管財人は瑕疵担保責任を一切負わない。

なお、管財人は、本件船舶が外国財産であり管財人の管理処分権行使が困難であることに鑑みて、外国財産の円滑な処分を実現し換価代金について本更生計画の効力を及ぼすために、以下の要領で本件船舶の売却を実施するものとする。

①　金融債権者が本件船舶上に有する更生担保権たる船舶抵当権の発生原因となる金融債権者と更生会社との間の平成22年3月19日付けDeed of Covenantsにより、金融債権者が更生会社より授与された代理権に基づき、本件船舶を第三者に売却する。

②　金融債権者は、本件船舶売買の具体的手続（売買契約の締結、売買代金の受領、その他本件売買に関わる一切の行為）について、管財人に委任し、管財人は、フィナンシャル・アドバイザーの協力を得て、更生会社を売主として、第三者に対し、金融債権者が同意する条件にて本件船舶を売却する。

３　諸経費及び更生協力金

管財人は、本件船舶を売却したときは、本件船舶の売却代金（以下「本件売却代金」という。）から、本件船舶の売却に必要となる諸経費及び更生協力金（以下「諸経費及び更生協力金」という。）を控除した残金（以下「売却手取額」という。）を弁済する。

売却手取額を算出するに際して、本件売却代金から控除する諸経費及び更生協力金は、以下のとおりとする。更生協力金については、船舶更生担保権者と管財人が別途協議し、裁判所の許可を得て定める。

①　諸経費

以下に列挙する本件船舶の売却に伴い更生会社の負担する諸経費

・ブローカーフィー、フィナンシャル・アドバイザーフィー
・更生会社負担の登記・登録手続費用（日本国外で発生するものを含む。）
・消費税その他本件船舶の売却に関し更生会社に課税される公租公課（日本国外で発生するものを含む。）
・その他、更生会社の負担となる本件船舶の売却に伴う諸経費相当額

②　更生協力金

更生会社の運転資金、清算費用等の更生会社の事業遂行及び本件更生手続の管財業務遂行に合理的に必要な費用（本件相殺猶予合意に基づく本件別段預金への送金に必要となる額を含む。）

４　担保変換

⑴　暫定売却手取額の確定

管財人は、管財人が本件船舶を売却した場合、本件売却代金から、以下の暫定諸経費及び暫定更生協力金を控除した残金（以下「暫定売却手取額」という。）に係る預金について、後記⑵の定めに従い質権を設定する。

①　暫定諸経費

諸経費のうち、本件船舶の引渡時において判明しているもの

②　暫定更生協力金

更生協力金のうち、本件船舶の引渡時において判明しているもの

暫定更生協力金については、船舶更生担保権者と管財人が別途協議し、裁判所の許可を得て定める。

⑵　預金質権の設定（担保変換）

管財人は、本件売却代金全額を受領した日から７日以内に、暫定売却手取額を適切な金融機関に預金し、当該預金の元本払戻請求権を目的とし、本件船舶に係る更生担保権のうち後記５及び６の定めに従い弁済を受けることとなる更生担保権並びに後記６⑶の定めに従い弁済を受けることとなる一般更生債権を被担保債権とする質権を裁判所の許可を得て設定する。なお、預金の利息金については管財人が支払を受ける。

５　仮弁済

⑴　仮弁済額の確定

管財人は、本件船舶に係る確定更生担保権について、一部弁済として、更生計画認可決定確定日又は前記２以下の定めに従い本件船舶を売却し暫定売却手取額が確定した日のいずれか遅い日から１か月以内に、暫定売却手取額の５割に相当する額を支払う（以下、本項に基づく弁済を「仮弁済」といい、その弁済額を「仮弁済額」という。）。ただし、仮弁済額が確定更生担保権額を超過する場合、仮弁済として確定更生担保権額を支払う。

⑵　預金質権の解除

船舶更生担保権者は、仮弁済を行うことを目的として管財人が通知した日までに、前記４⑵の定めに従い設定された預金質権の解除に必要な書類を管財人に交付する。